

## 上越市私立高等学校学費助成要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、私立高等学校の学費を助成することにより、修学に係る経済的負担の軽減を図るため、私立高等学校に在学している生徒の保護者に対し、予算の範囲内で支給する助成金の支給に関し、上越市補助金交付規則（昭和46年上越市規則第56号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「保護者」とは、私立高等学校に在学している生徒の学費を負担している人で、市内に住所若しくは居所を有し、又は勤務等により一時的に市外に住所若しくは居所を有するものをいう。

2 この要綱において「施設整備費等」とは、保護者が私立高等学校に対して支払う学費のうち、入学金及び授業料を除いたものをいう。

### (助成対象者)

第3条 助成金の支給の対象となる人は、別表に掲げる助成区分（以下「助成区分」という。）の区分に応じ、同表要件の欄に定める要件に該当する保護者とする。ただし、次条第1項第1号に掲げる助成金にあつては、助成区分の第1種助成の要件に該当する保護者に限る。

### (助成金の額等)

第4条 生徒1人当たりの助成金の額は、次の各号に掲げる助成金の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 入学助成金 24,000円

(2) 施設整備費等助成金 次に掲げる助成区分の区分に応じ、次に定める額とする。

ア 第1種助成 施設整備費等から新潟県が当該施設整備費等に対し助成する額を控除した額（以下「控除後の額」という。）と30,700円のいずれか低い額

イ 第2種助成 控除後の額に2分の1を乗じて得た額と27,000円のいずれか低い額

ウ 第3種助成 控除後の額に4分の1を乗じて得た額と13,500円のいずれか低い額

2 助成金の支給は、一の年度につき1回とする。ただし、前項第1号の入学助成金の支給は、入学の年度に限る。

### (支給申請)

第5条 助成金の支給を受けようとする人は、私立高等学校学費助成金支給申請書（第1号

様式)に次の各号に掲げる私立高等学校の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 市内の私立高等学校 私立高等学校学費助成金の支給の申請について(副申)(第2号様式)

(2) 市外の私立高等学校 学生証の写し又は私立高等学校に在学していることを証明する書類

2 前項の規定による申請書の提出の時期は、10月とする。

3 第1項の規定による同項第1号に掲げる申請書の提出は、その生徒が在学する私立高等学校を経由し、市長に提出することにより行うものとする。

(支給決定)

第6条 市長は、前条第1項の申請書の提出があったときは、これを審査し、助成金の支給の可否を決定したときは、私立高等学校学費助成金支給<sup>決定</sup>通知書(第3号様式)により<sub>却下</sub>通知するものとする。

(助成金の支給の時期)

第7条 助成金の支給の時期は、12月とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、昭和56年4月1日から実施する。

(特例措置)

2 平成18年度分の助成金の支給に係る別表の適用については、同表第3種助成の項中「4万1,000円」とあるのは「4万8,000円」とする。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成17年6月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成18年9月12日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年9月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年9月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成23年9月1日から実施する。

(経過措置)

2 改正後の第4条の規定は、この要綱の実施の日以後に申請のある助成金の支給について適用し、同日前に申請のあった助成金の支給については、なお従前の例による。

3 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の第1号様式及び第2号様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の第1号様式及び第2号様式に相当する様式として使用することができる。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成24年9月24日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の第1号様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の第1号様式に相当する様式として使用することができる。

附 則

この要綱は、平成26年1月28日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成27年9月1日から実施する。

(経過措置)

- 改正後の第4条及び別表の規定は、この要綱の実施の日（以下「実施日」という。）以後に申請のある平成26年4月以後に私立高等学校に入学した生徒の助成金の支給について適用し、実施日前に申請のあった助成金及び実施日以後に申請のある同月前に私立高等学校に入学した生徒の助成金の支給については、なお従前の例による。
- この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の第1号様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の第1号様式に相当する様式として使用することができる。

附 則

(実施期日)

- この要綱は、平成28年10月1日から実施する。

(適用区分)

- 改正後の第4条の規定は、この要綱の実施の日以後に申請のある平成26年4月以後に私立高等学校に入学した生徒の助成金の支給について適用し、同日前に申請のあった助成金及び同日以後に申請のある同月前に私立高等学校に入学した生徒の助成金の支給については、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

助成区分	要 件
第1種助成	次のいずれかに該当すること。ただし、国又は新潟県から学費の全額について助成を受けることができる世帯に属する人を除く。 (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による被保護世帯（保護の停止世帯を含む。）に属する人 (2) 地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項又は第3項の規定による市町村民税の非課税世帯に属する人
第2種助成	次のいずれかに該当すること。 (1) 市町村民税のうち均等割のみが課税されている世帯に属する人 (2) 天災その他不慮の災害等により(1)の世帯と同程度の所得となると見込まれる世帯に属する人 (3) 市町村民税の所得割の課税額（父母及び学費を負担している人の合計額で、私立高等学校に在学している生徒が2人以上ある場合は、当該課税額をその生徒数で除して得た額。以下同じ。）が51,300円未満であること。
第3種助成	市町村民税の所得割の課税額が89,000円未満であること。

第1号様式（第5条関係）

私立高等学校学費助成金支給申請書

年 月 日

(宛先) 上越市長

申請者 住所  
(保護者) 氏名  
電話番号

㊦

次のとおり 年度の学費助成金の支給を申請します。

1 生徒氏名

学校名	学年・組	氏名

2 申請額 \_\_\_\_\_ 円

3 保護者の課税等の状況（該当する番号を○印で囲むこと。）

- (1) 生活保護法の規定による被保護世帯（保護の停止世帯を含む。）である。
- (2) 市町村民税が非課税の世帯である。
- (3) 市町村民税のうち均等割のみが課税されている世帯である。
- (4) 天災その他不慮の災害等により(3)の世帯と同程度の所得となると見込まれる世帯である。
- (5) 市町村民税の所得割の課税額（父母及び学費を負担している人の合計額で、私立高等学校に在学している生徒が2人以上ある場合は、当該課税額をその生徒数で割った額）が51,300円未満である。
- (6) 市町村民税の所得割の課税額（父母及び学費を負担している人の合計額で、私立高等学校に在学している生徒が2人以上ある場合は、当該課税額をその生徒数で割った額）が89,000円未満である。

※ (1)又は(2)に該当する場合であっても、国又は新潟県から学費の全額について助成を受けることができる場合は、助成金の支給の対象となりません。

4 家族構成等（本人、父、母、その他の順で記載してください。）

生徒との続柄	氏名	住所	勤務先又は 在 学 校 名	市町村民税の 課 税 の 状 況	
				均等割額	所得割額
生徒本人			高校	円	円

個人情報の取扱いに関する同意欄

<p>私立高等学校学費助成金の支給の可否の審査のため、 課の職員が世帯員の市 民税の課税台帳を閲覧することを承諾します。</p> <p style="text-align: right;">(申請者) 氏名 <span style="float: right;">㊟</span></p>
--

※ 課税台帳の閲覧を承諾しない場合又は本市が保有する情報で確認できない場合は、市町村民税の課税証明書を添付してください。

口座振替支払申請書

年 月 日

(宛先) 上越市長

(申請者) 住 所  
氏 名 ㊟

上越市から当方へ支払いの 年度私立高等学校学費助成金について、次のとおり口座振替支払を申請します。

振 込 先	銀行・信金 農協・信組							支店 支所
フリガナ 口座名義		口座番号	普通 当座					
備 考								

第2号様式（第5条関係）

年 月 日

（宛先）上越市長

学校名

学校長

㊟

私立高等学校学費助成金の支給の申請について（副申）

別紙の生徒について、当校に在学していることを証明し、その支給の申請について副申します。

第3号様式（第6条関係）

私立高等学校学費助成金支給  
決定  
通知書  
却下

第 号  
年 月 日

様

上越市長

印

あなたから  
貴校を經由して  
申請のあった学費助成金の支給については、別紙の  
とおりに決定  
したの  
理由により却下  
で通知します。